

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年2月21日

【会社名】 東洋テック株式会社

【英訳名】 TOYO TEC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田博之

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

【電話番号】 (06) 6563-2111

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 斉藤達郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

【電話番号】 (06) 6563-2111

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 斉藤達郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
東洋テック株式会社東京支社
(東京都文京区小日向四丁目2番8号)
東洋テック株式会社名古屋支社
(名古屋市東区二丁目27番14号)
東洋テック株式会社神戸支社
(神戸市東灘区本山南町八丁目6番26号)

1【提出理由】

当社は、株式会社ティ・エヌ・ノムラとの訴訟について、2022年2月21日に裁判上の和解が成立いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

2018年6月22日(原告 株式会社ティ・エヌ・ノムラの提訴日)

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称	株式会社ティ・エヌ・ノムラ
住所	大阪府中央区南船場一丁目11番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 野村 敏治

(3) 当該事象の内容

当社は、当社の元社員が架空取引に関する詐欺事件に関与し、その結果損害を被ったとして、2018年6月22日付で株式会社ティ・エヌ・ノムラから大阪地方裁判所において損害賠償請求訴訟を提起されました。

原告の主張は、元社員に対しては不法行為に基づく損害賠償請求であり、当社に対しては元社員に対する使用者責任に基づく損害賠償を請求するというものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は1,625,820千円です。

当社は訴訟提起以降、当社の使用者責任の存否自体について争い、その後、当社の使用者責任は免れないとする裁判所の判断は認めるものの、原告と当社の過失割合について、争ってまいりました。

大阪地方裁判所において20数回の期日を経て、本日、裁判上の和解が成立しました。

(4) 当該裁判上の和解があった年月日

2022年2月21日

(5) 当該裁判上の和解の主な内容

当社は株式会社ティ・エヌ・ノムラに対し、2022年3月11日限り解決金として1,100,000千円を支払う。

株式会社ティ・エヌ・ノムラは当社に対するその余の請求を放棄する。

(6) 当該事象の財務諸表、連結財務諸表に与える影響額

当社は2022年3月期の財務諸表及び連結財務諸表において、1,100,000千円を特別損失に計上いたします。